

○伊豆の国市補助金等交付規則

平成17年4月1日規則第33号

伊豆の国市補助金等交付規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 補助金等の交付の申請及び決定（第6条—第11条）

第3章 補助事業等の遂行等（第12条—第18条）

第4章 補助金等の返還等（第19条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金及び利子補給金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金で市長が別に定めるものをいう。
- （2） 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3） 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

（市長等の責務）

第3条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めるものとする。

2 補助事業者等は、法令及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

（補助金等の交付）

第4条 市長は、この規則の定めるところにより、毎会計年度予算の定める範囲内において補助金等を交付するものとする。

(他の法令等との関係)

第5条 補助金等に関しては、法令又は他に別段の定めがあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(交付の申請)

第6条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長が定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の申請書に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。）をしなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は当該補助事業等の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合にお

いては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

- 2 市長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前2項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合は、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めることができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金等の交付が適当でないと認めたときは、その旨を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金等の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときには、市長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担す

ることができないことその他の理由により補助事業等を遂行できない場合（補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の取消しにより特別に必要となった次に掲げる経費に対しては、補助金等を交付するものとする。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第9条第1項の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第12条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、補助金等を他の用途へ使用（利子補給金にあつては、その目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）してはならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者等は、市長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の指示)

第14条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行させるため必要な指示を与えることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の指示に従わないときは、その者に対し、補助事業等の遂行の一時停止を指示することができる。

3 前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を指示する場合において、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指示する期日までに執らないときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含

む。）、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(交付額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときには、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第15条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に指示するものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第18条 補助金等の交付は、第16条の規定による交付すべき補助金等の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するために市長が特に必要があると認めるときは、補助金等の概算払又は前金払をすることができる。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 法令若しくはこの規則又はこれらに基づく市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しを行った場合について準用する。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対して、期限を定めて返還をさせるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対して、当該超える額を期限を定めて返還をさせるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者等は、第19条第1項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金（加算金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を市に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（延滞金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を市に納付しなければならない。

3 前2項の規定による加算金及び延滞金の額の計算につき同号の規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年（ねん）の期間を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(加算金の計算)

第22条 補助金等が2回以上に分けて交付された場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第24条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第5章 雑則

(理由の提示)

第25条 市長は、第14条第1項若しくは第17条第1項の規定による指示又は第19条第1項の規定による取消しをするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示すものとする。

(財産の処分制限)

第26条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるもの

(関係書類の整備)

第27条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、市長が指定する期間保管しておかなければならない。

(帳簿書類等の調査)

第28条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(不当干渉等の防止)

第29条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する市の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対して干渉してはならない。

(実施の細目)

第30条 この規則で定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業の内容及びその額又は補助率等の細目については、市長が別に定めて告示する。ただし、補助金等の種類に応じ、告示を要しないと認めるものは、この限りでない。

(補助金等の特例)

第31条 市長は、補助金等（国又は県から交付を受ける補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付する補助金等を除く。）の交付の目的を達成するために特に必要があると認める場合は、当該補助金等に係る予算が成立する以前に完了した事務又は事業に対して当該補助金等を交付することができる。この場合において、第8条第1項及び第11条から第18条までの規定は、適用しない。

2 前項の場合において、補助金等の交付は、補助金等の交付を決定した後に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊豆長岡町補助金等交付規則（平成14年伊豆長岡町規則第13号）、韮山町補助金交付規則（平成3年韮山町規則第4号）又は大仁町補助金交付規則（昭和48年大仁町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。